

第13条 [略]

2 再度入札の最低入札金額が予定価格と比較し、小差のときは、随意契約により最低入札者と契約することができる。この場合において、見積額が予定価格の範囲内であるときは、速やかに契約を締結するものとする。

3 [略]

第13条 [略]

2 再度入札の最低入札金額が予定価格と比較し、小差のときは、随意契約により最低入札者と契約することができる。この場合において、見積額が予定価格の範囲内であるときは、速やかに契約を締結するものとする。ただし、予定価格の事前公表をしている場合は適用しない。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行う契約の申込の誘引に係る契約から適用する。